

～新たなまちづくりに向けて～

# 能代市へ

# 合併協議の開始を申し入れ

市町村合併の動きが急を告げています。二ツ井町では、国や県の動きを見据え、可能な限りその正確な動向を把握して町の方角を決めることとしておりましたが、国は先ごろ、いわゆる「骨太の方針」を閣議決定し、国と地方との関係について、「三位一体の改革」を進めることとしました。国から地方への財政支出を可能な限り切り詰めようとする、町にとってはきわめて厳しい内容となっています。その実行に先がけ、多くの市町村が財政の頼みとする地方交付税（国が自治体に交付する使途を定めない財源）は、町の場合、11年度をピークとして減り続け、15年度は11年度比で6億4千万円、2割を超す減少となりました。これもまた非常に厳しく、これからの行財政運営に不安を投げかけています。

町ではこれらの動向を総合的に勘案し、議会とも相談のうえ、能代市と合併協議を始めることとし、8月はじめに申し入れを行いました。能代市ではこの申し入れを受け入れ、より広い合併をめざすとの考えから、山本郡内町村との話し合いが続いています。ここに至るまでの経緯と考え方について、町は8月25日以降、各地で対話集会を開催（9月9日まで8カ所）していますが、ここにその概要をご報告致します。

## 合併をめぐる状況

### 国の考え

財政の著しい悪化  
バブル経済の崩壊で景気低迷が長引き、国・地方とも、財政が危機的な状況にある。  
地方分権の推進

国の権限を市町村に譲り、市町村が自己決定、自己責任で運

で住民の日常生活圏は拡大し、市町村の区域を越えた行政サービスが求められている。

国は、以上のような理由で、強力に合併を推進しています。

### 秋田県の考え

基本的に国と同じ方針で、市町村への知事トークや知事訪問で強力に合併を推進、県自体も厳しい財政難に直面しています。

### 三位一体の改革

「三位一体の改革」は、国と地方のこれまでのあり方を、根本から変えようとしています。具体的には

国庫補助負担金の改革

地方交付税の改革

税源移譲を含む税源配分の見直し

営でできるようにする。そのため、合併を推進し、規模の拡大、財政の安定、事務の効率化を図る。少子高齢化社会への対応

全国的にみても出生数の減少と高齢者増加が進行し、年金・保険・福祉・教育など社会全体で支えあってきた仕組みの改革が必要になる。  
日常生活圏の拡大  
車の普及や交通網の整備など

日常生活圏の拡大  
車の普及や交通網の整備など

まだ具体策は明らかにされていませんが、基本的に16年度以降、補助金を大幅に減らし、地方交付税はさらに抑え込み、一部の税源を国から地方に移すこととしています。もともと税負担力の弱い町にとって、補助金と交付税は大きく減り、一部の税収入が回されるだけになると見込んでいます。

## 町財政の実情

では、町財政の実情はどうか。予算データなどからみてみましょう。

### 地方交付税が削減

平成15年度予算の歳入構成を図1に示しています。地方交付税が46・1%、24億円あまりを占めています。

下段のグラフの「自主財源」とは町民税や固定資産税など町内でまかなわれている財源、「依存財源」とは国から交付される地方交付税や事業を目的とした補助金や起債（借入れ）など、国や県に依存している財源です。

残念ながら、町にあつては税を負担する力が小さく、多くを国や県に依存していることがわかります。それだけに、交付税の大きな減少は、町が仕事を進めるうえで決定的な重みを持っています。

図2では、これまでの交付税の推移、16年度以降は町の推計による見通しです。交付税がどの程度減っていくのか、もともと基幹的なその情報を、国も県も一切明らかにしていません。

図1. 15年度当初予算でみる歳入の構造

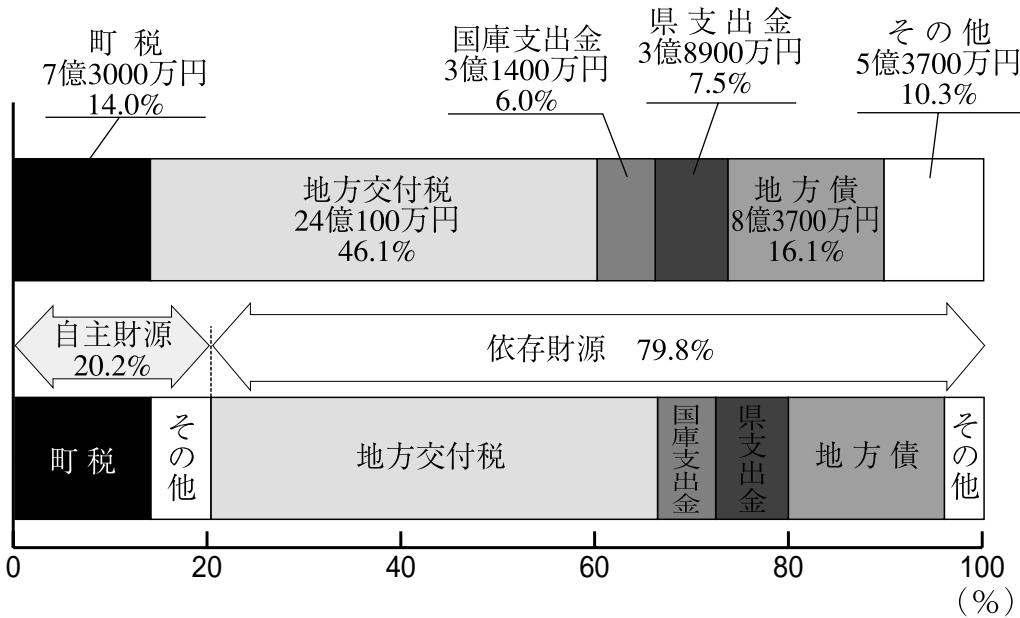
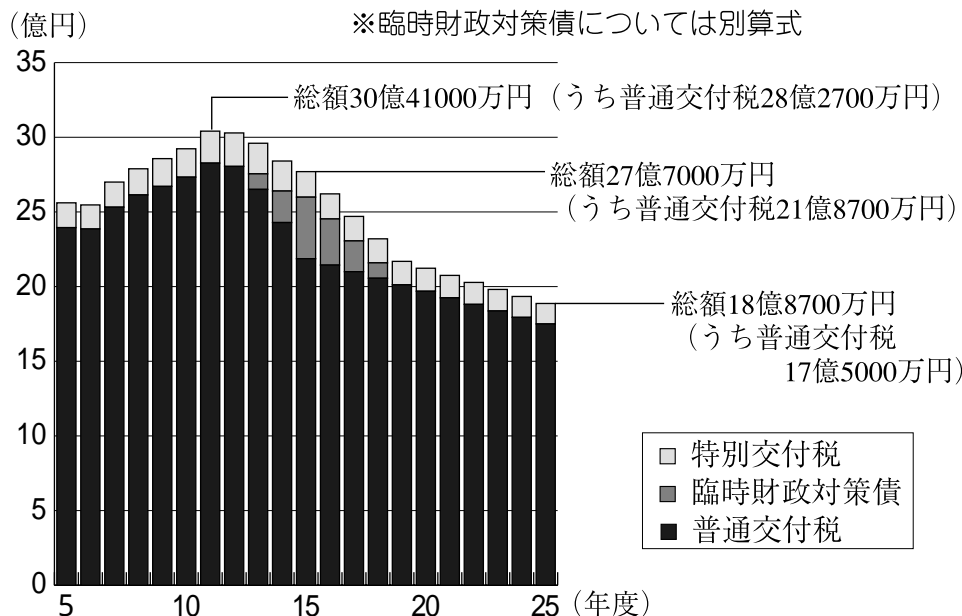


図2. 地方交付税の推移 (10年間で20%削減とした場合)

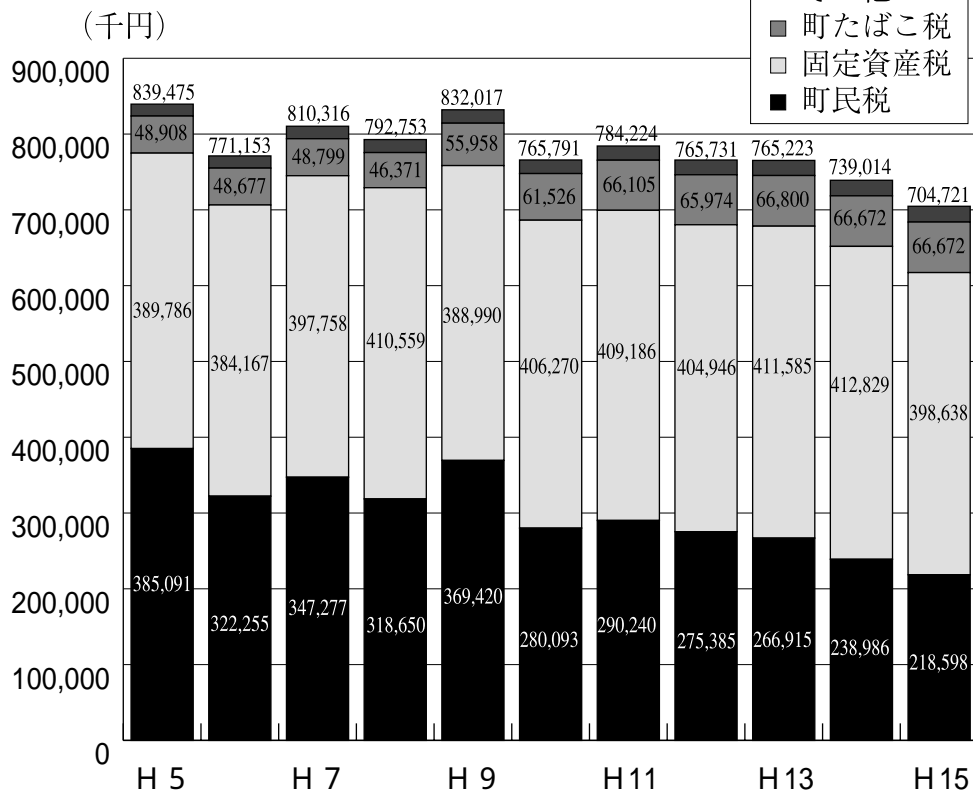


町では、これまでの状況から、ここでは10年間で20%削減されると推計し、財政シミュレーションを行いました。町が受け取る普通交付税は、ピークが11年度で、28億2700

0万円でした。以後、毎年減り続け、15年度は21億8700万円でした。「三位一体の改革」が本格的に動き出す前に、もうこれほどの削減が実施されています。

16年度以降、10年間で20%減少することを見込むと、25年度の普通交付税は17億5000万円となり、15年度からさらに4億3700万円減少するという計算になります。

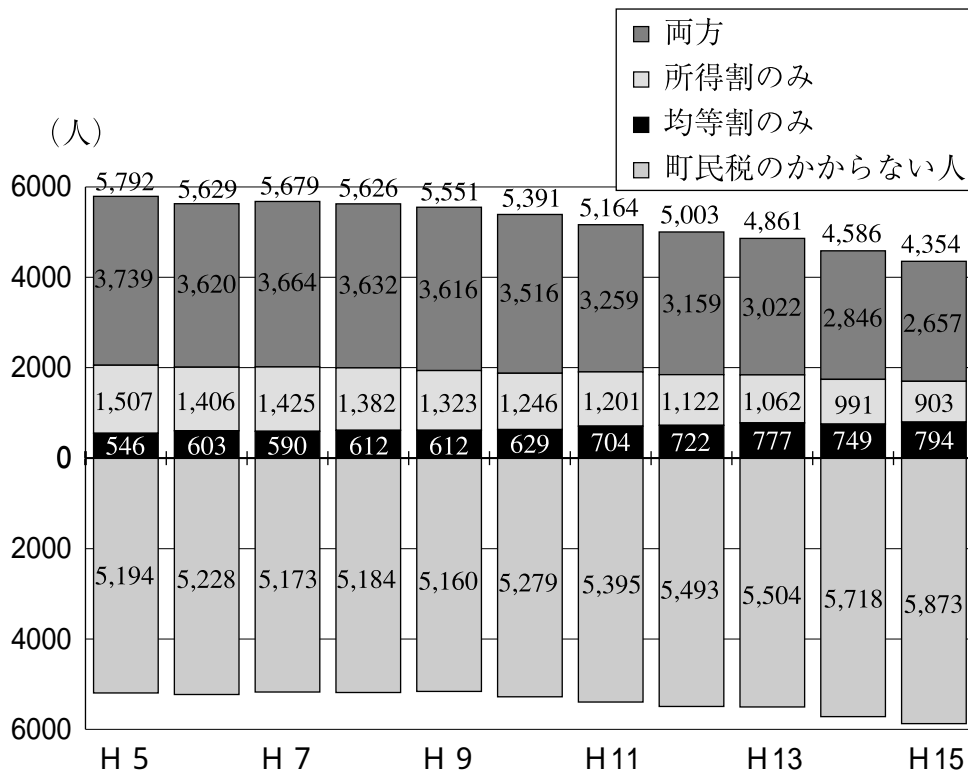
図 3. 町税収入の推移



**町税収入も減少**  
町において、もっとも重要な

財源は町税です。その推移を図3に示していますが、この10年間で見ると、次第に収入が減少

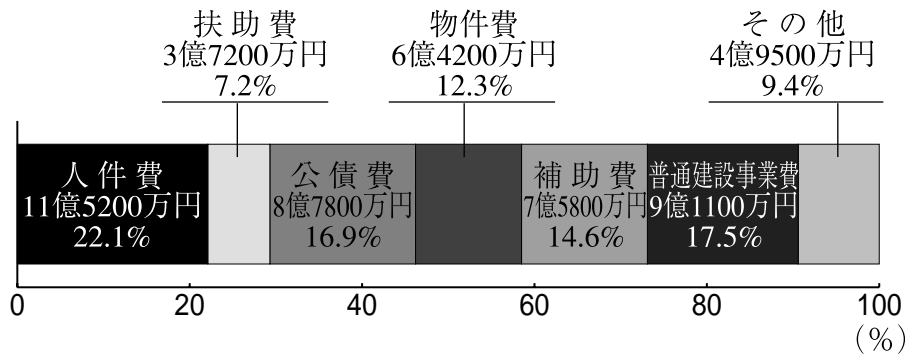
図 4. 個人町民税の納税義務者数の推移



してきており、中でも、町民税が大きく落ち込んでいます。図4は個人町民税の納税義務者数です。税を負担する人が減

り、かからない人が増えていきます。経済動向、高齢化、雇用問題は主因ですが、当面、この傾向は続くものと思われます。

図5. 15年度当初予算（歳出）



歳出の硬直化する

図5は平成15年度当初予算を性質別にまとめたグラフです。左側の人件費、扶助費、公債費を加えたものを財政統計の用語で「義務的経費」と呼んでいます。その時々判断によらず、あらかじめ支出することが約束されているというような意味で

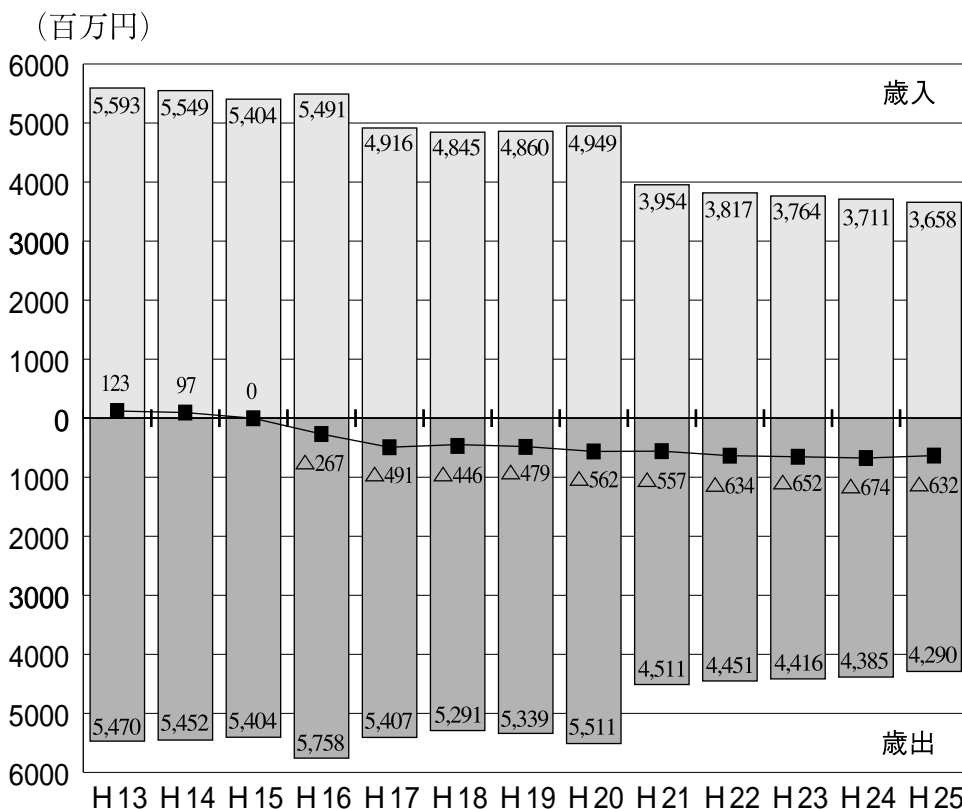
計画・構想中の大規模事業

(各担当課による概算)

- ・都市公園整備事業（体育館建設事業） 21億9,600万円
- ・統合小学校整備事業 27億7,400万円
- ・統合保育園整備事業 8億2,500万円
- ・地籍調査事業（町内全ての土地の測量調査） 31億円
- ・（水道整備事業） 42億2,100万円

すが、この比率が大きいと、ほかの任意的経費や普通建設事業費に回せる財政的余裕が小さく、財政の硬直化が進んでいることになり、地方交付税が減少すると、会計規模が小さくなり、義務的経費の比率が上昇するという側面もあります。町では、近く着工する新体育館に続き、小学校建設、保育園建設、水道整備などの大型事業を控えています。財政運営は、相当の厳しさが見込まれます。

図6. 財政の見通し



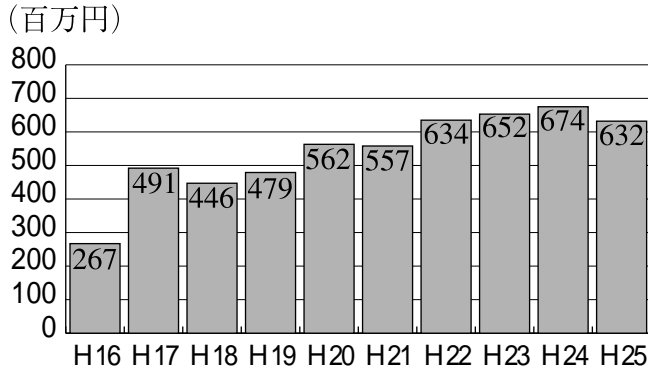
町の財政の展望

以上のような状況にあつて、今後の町財政はどうなるのかそれを推計し、集約したものが図6です。

財政の推計

推計にあたり、町税については最近の傾向から算出した平均的データを、地方交付税は25年度までの10年間で20%削減を見込んでいます。その他は、

図7. 歳入不足額の推移（仮定）



ほぼ現状の水準を用いました。歳出では、見込める事業はできるだけ計算に入れ、その他は平均的なデータを用いました。その結果、あくまでも仮の数字ではありますが、16年度以降歳入不足が生じ、その額は年ごとに増えて4～6億円台に達する見通しとなりました。いまの時点での数字は必ずしも正確なものとはいえませんが、およその傾向としてこの規模の

**歳入不足への対応**

歳入不足が見込まれる、という推計です。大まかにいえば、ざっと5億円の不足が予想されます。その5億円は埋められるかどうかやっつけてそれが可能かどうかです。

歳入不足に应付する方法は、一つはそれに見合う形で歳出を削減することであり、いま一つは新たな収入を確保することです。歳出削減の方法は、行政改革の徹底で経費を切り詰める、もしくは、これまでの事業を見直したり住民サービスを縮小することであり、新たな収入の道はみなさんからいただく負担を増やすことです。

そこで、あくまでも仮の計算ですが、5億円の財源を生み出すにはどの程度のことをしなければならぬかということを数字的に表したのが表1、2です（繰り返ししますが、あくまでも数字的に削減額を仮定して例示したものであり、実際の行政改革は別途検討されます）。

行政改革 行政コスト削減策として、人件費、補助金等、事務・事業、普通建設事業、施設の維持管理について、削減額を算出してみました。住民負担

表1. 歳出削減額の例示

(単位：千円)

歳出削減率	10%	20%	30%	50%
人件費の削減	127,662	255,324	382,987	638,311
補助金等の見直し	7,861	15,722	23,582	39,304
事務事業の見直し	29,867	59,731	89,598	149,328
普通建設事業費の抑制	9,047	18,094	27,141	45,236
施設維持管理費の削減	9,292	18,585	27,875	46,459
小計	183,729	367,456	551,183	918,638

表2. 歳入増加額の例示

(単位：千円)

歳入増加率	10%	20%	30%	50%
住民負担の見直し	74,242	145,883	217,525	360,811

の見直しでは、町税の引き上げ、各種使用料や手数料の引き上げを仮に想定しています。

表1、2によりますと、仮に一律20%の歳出削減が可能ならば、その削減額は約3億6千万円です。同時に、住民負担が2割引き上げられれば、その増加額は約1億4千万円であり、合

わせて5億円となつて、歳入不足額に見合うこととなります。

しかし、これはあくまでも机上の計算例に過ぎません。歳出削減のほぼ7割は人件費によつて達成されますが、その大きな部分を占めるのは職員人件費です。いかなる経費にも聖域はなく、中でも、歳出でウエートの

高い職員人件費は抑制していか  
なければなりません。そこで  
あつても、短い期間に20%も  
の削減を行うことは現実的では  
ありません。

とすれば、これ以外の補助金  
や事務・事業、普通建設事業な  
どでその部分を補わなければな  
りませんが、そうすると、もの  
によつて、30%、50%、時にそ  
れ以上の削減に踏み込まないと、  
20%＝3億6千万の削減は達成  
できなくなつてしまいます。

同じように、住民負担につい  
ても、税の引き上げは法律や条  
例上でいくつもの定めがあり、  
大幅な引き上げが容易にできる  
ものではありません。まして、  
昨今の経済情勢では、難しいこ  
とです。

ほとんど無料かそれに近い施  
設の利用料金を適切に徴収する  
など、使用料や手数料を負担し  
ていただくことは必要と思いま  
すが、それにしても何千万、何  
億円という数字になることでは  
ありません。

歳出削減、負担増といつても、  
なまやさしいことではないと思  
つています。

「入るを測つて出ざるを制す」  
すなわち、歳入に応じて歳出を  
コントロールしていくのが予算

の大原則です。とはいえ、町が  
行つてゐる各種の事業を取り止  
めたり見直したり、または、住  
民負担を大幅に増やす、住民の  
切実な要望にもなかなかたえ  
られないというのでは、なんの  
ための行政、役場かということ  
にもなるでしょう。

### 単独立町には厳しめ

できるならば合併の議論に惑  
わされることなく、このままで  
いければというのが大方のお考  
えでしょう。単独立町というこ  
とへの響きは、大いなる魅力で  
す。しかし、そのことに満足感  
はあるとしても、住民のための  
仕事ができない、もしくはきわ  
めて抑制されるということでは、  
存在意義が問われかねません。

住民にとつて、よりよい未来  
が描けるとしたら、その可能性  
は最大限追求すべきである、と  
町では考え、能代市との合併協  
議に臨む方針を決め、議会のこ  
理解も得て、その旨、申し入れ  
を行いました。

昨年の意見交換会においては、  
みなさまから多様なご意見、お  
考えをいただきましたが、各会  
場で異口同音にお話しいただい  
たことは、問題の性格上、「ま

昨年10月に行つた市町村合  
併に関する意見交換会



ず町が主体性と責任感をもつて  
方向を決めて、議会と話し合つ  
て、方向づけをおこなうべき」  
というものでした。町では、こ  
もつともなことで受け止め、以  
後、誤りなきを期すため、慎重  
に各種の動向を見定めてきまし  
た。

ここに至つて、なお、国・県  
から十分な情報 中でも地方交  
付税の帰すうについて の提供  
はありませんが、政策の方向性  
は定まつたと受け止められます。  
合併特例法の「17年3月31日」  
という期限をならめば、準備の  
ためのタイムリミットが近づい  
ており、この機を逃さず、判断  
すべきとも考えました。

### 町の取り組み

能代市への申し入れにあつた  
ては、次のことを確認事項とし  
ました。

#### 申し入れの確認事項

合併の方法は対等合併とする  
こと。

「みどりのフロンティア」を  
基本理念として二ツ井町が進  
めている環境のまちづくりを  
継承し、新市においても基幹  
政策と位置づけ、その発展を  
期すこと。

住民の合併に対する不安を和  
らげるため、合併する町、町  
民に対し、最大限の配慮を行  
うこと。国において検討中の  
「地域自治組織」についても、  
真摯に検討を重ねること。

二ツ井町が継続的に計画、構  
想している大型事業（統合小  
学校、統合保育所、水道整備  
地籍調査など）の取り組みを  
継承し、可能な限り速やかに  
実現を期すこと。

これらの確認事項は新しいまち  
づくりへのぞむうえで不可欠の  
事項であり、能代市では受け入  
れる考えを表明しています。

## 合併協議の手順

町では能代市へ合併協議の開始を申し入れ、市もこれを受け入れることとしましたが、能代市では別に、できるだけ大きく合併したいとの考えを持っており、山本郡内の町村に呼びかけています。合併の枠組みが決まるには、いまま少し時間がかかる情勢です。

今後の進み方は、図8に概要を示してありますが、正式に合併協議会を始めるためには、議会の議決が必要です。第一段階としての民意が示されることとなります。

法定協議会が始まれば、より詳細な情報を提供することが可能になります。いまの時点では推定し、推計するしかないことが、協議会ではそれぞれのリアルな状況と考えを持ち寄り、一つずつ判断していくこととなります。

協議会はそれぞれの市町村当局、議会、住民代表で構成されるのが一般的ですが、その模様は毎回できるだけ詳しくお知らせすることになるでしょう。そうしたプロセスを経て、最終的にまとめられるのが新しいまちの「建設計画」です。合併

すれば、何がどうなるのか、総合的なビジョンがここに示されることとなります。

町では、その段階で改めて説明会を開く考えですが、その計画がいかどうか、すなわち合併を是とするか非とするか、最終的にはもう一度、議会の判断を仰ぐこととなります。

以上、これまでの経緯と町の考えについて、概要をご説明致しました。ご理解をお願いいたします。

町では合併についての対話集を開催中ですが、ご意見や考えは、いつでも総務課で受け付けしております。また、ご要望により担当が説明にうかがいますので、ご利用ください。

### 問い合わせ先

総務課（庁舎2階）	番窓口			
担当	成田政弘	総務課長		
	松岡一昭	課長補佐		
	小林勝幸	庶務係長		
	伊藤守	財政係長		
73	2	1	1	2

図8. 合併協議の手順

